

令和 6 年

全 員 協 議 会 記 録

令和 6 年 1 1 月 2 1 日

和 光 市 議 会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和6年11月21日（木曜日）
午後 1時15分 開会 午後 1時42分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 17名

議 長	安 保 友 博 議員	副議長	小 嶋 智 子 議員
1 番	松 永 靖 恵 議員	4 番	吉 田 活 世 議員
5 番	齋 藤 幸 子 議員	6 番	伊 藤 妙 子 議員
7 番	渡 邊 竜 幸 議員	8 番	片 山 義 久 議員
10 番	萩 原 圭 一 議員	11 番	赤 松 祐 造 議員
12 番	待 鳥 美 光 議員	13 番	菅 原 満 議員
14 番	鎌 田 泰 春 議員	15 番	岩 澤 侑 生 議員
16 番	富 澤 啓 二 議員	17 番	内 山 恵 子 議員
18 番	吉 田 武 司 議員		

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	企 画 部 長	大 野 久 芳
総 務 部 長	松 戸 克 彦	市民環境部長	加 山 卓 司
企画部審議監 兼 企画部次長 兼 秘書広報課長			茂 呂 あかね
総務部次長兼 総 務 課 長	渡 部 剛	総務部次長兼 職 員 課 長	櫻 井 崇
市民環境部次長 兼 環 境 課 長	福 島 達 也	清掃センター 所 長	嶋 田 裕 樹
総務課長補佐	桶 田 和 幸	職員課長補佐	高 嶋 敦 士

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	工 藤 宏
議事課長補佐	平 川 一 朗	主 任	本 間 修

◇本日の会議に付した案件

職員の給与に関する条例等の一部改正案について

ごみ広域処理施設整備に伴う土地及び建物の譲与について

午後 1時15分 開会

○安保友博議長 ただいまから全員協議会を開催します。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

柴崎市長。

○柴崎市長 皆様、こんにちは。

議員の皆様におかれましては、日頃から市政に関しまして格別の御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、大変御多用の中、全員協議会を開催いただきまして、ありがとうございます。重ねて感謝申し上げます。

本日は2つの案件を予定しています。

総務部から、職員の給与に関する条例等の一部改正案について、市民環境部から、ごみ広域処理施設整備に伴う土地及び建物の譲与について、順次説明をさせていただきます。

まず、職員の給与に関する条例等の一部改正案につきましては、令和6年人事院勧告を踏まえた給与改定等を行いたいので、改正案の内容について御説明をさせていただきます。

次に、ごみ広域処理施設整備に伴う土地及び建物の譲与につきましては、令和6年11月1日に朝霞和光資源循環組合より、ごみ処理施設整備運営事業に伴う土地の譲与に係る要望書が提出されましたので、報告させていただきます。

それでは、詳細につきまして担当から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○安保友博議長 ここで、市長は公務のため退席します。

休憩します。（午後 1時17分 休憩）

再開します。（午後 1時17分 再開）

本日の案件は、職員の給与に関する条例等の一部改正案について、ごみ広域処理施設整備に伴う土地及び建物の譲与についてです。

初めに、職員の給与に関する条例等の一部改正案について、説明を願います。

松戸総務部長。

○松戸総務部長 それでは、総務部からは、令和6年人事院勧告を踏まえた給与条例の改正について御説明させていただきます。

まず、本年8月8日に行われました令和6年人事院勧告の内容について御説明いたします。

今回の人事院勧告は、1点目としまして、本年の給与改定に関するもの、2点目といたしまして、来年度、令和7年4月に実施する給与制度の見直しの二本立てとなっております。

まず、1点目の本年の給与改定では、月例給について、民間給与との格差1万1,183円、こちらを解消するため、国の俸給表の引上げが行われます。また、ボーナスでは、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月引き上げ、年間支給月数は4.50月から4.60月となります。

次に、2点目の来年度、令和7年4月に実施する給与制度の見直しにつきましては、処遇改善の観点から俸給表を改正するとともに、地域手当及び扶養手当等の諸手当に関する見直しを

行う内容となります。

先ほど説明いたしました1点目の本年実施する本市の給与改定の時期についてですが、地方公共団体における給与改定の実施につきましては、国家公務員の給与等の法律改正を待つて行う必要がございます。現時点では国会の影響もあり、国家公務員の給与等の改正時期が見込めないため、12月定例会への議案提出は見送っております。

今後につきましては、国会での審議を注視しながら、12月定例会に追加議案を提出させていただくことや3月定例会での提出について検討しまして、対応してまいりたいと考えております。

それでは、詳細につきまして職員課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○安保友博議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 私から給与条例の改正案につきまして、その詳細について説明をさせていただきます。

先ほど総務部長から人事院勧告について説明がありましたとおり、今回の改正内容は、本年の給与改定に係るもの、もう一点が令和7年4月に実施する給与制度の見直しの二本立てとなっております。本市の給与改定につきましては、国の給与法の改正を経てから議案提出を考えております。今後、国の改正が12月の早い段階で行われる場合には、本日御説明する給与条例の改正案を追加議案として提出させていただきたいと考えてございます。

一方で、国の改正が12月中旬以降となる場合、12月定例会の議案提出を見送り、3月定例会で本年の給与改定と令和7年4月に実施する給与制度の見直しに関する条例改正案を提出する形で考えているところでございます。

それでは、本年の給与改定に係る部分の給与条例の改正案について、改正条文に沿って順次説明をいたします。

初めに、一部改正条例の第1条、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第17条の2、期末手当と第17条の5、勤勉手当では、職員は0.1か月、再任用職員は0.05月を引き上げる内容となります。

次に、附則の13項及び14項につきましては、令和5年3月に御審議いただいた給与条例の一部改正条例の附則で規定していたものを給与条例の元附則で規定し直す内容となっております。

次に、別表第1、職員給料表につきましては、国家公務員の俸給表と同じ内容の改正となります。

続きまして、第2条、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和7年度以降における期末手当及び勤勉手当の支給率を定める改正となります。

続きまして、第3条、和光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、特定任期付職員の給料表及び期末手当の支給月数を人事院勧告に準拠して改正するも

のとなります。

続きまして、第4条及び第5条の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を令和7年度から引き上げる改正内容となります。

最後に、第6条の職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正する条例の一部改正につきましては、第1条で御説明した一部改正条例の附則から給与条例の元附則に規定し直すための改正となつてございます。

以上が給与条例の改正となります。

また、本年の給与改定につきましては、職員団体と合意を得ていることを御報告いたします。

○安保友博議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手願います。

菅原議員。

○菅原満議員 これは、拝見した限りで、地域手当は、どこにどう反映されているのか教えていただけますでしょうか。

○安保友博議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 先ほど人事院勧告のお話をしたのですが、本年の給与改定に関するものと令和7年4月の給与制度の見直しの二本立てになっております。地域手当の改正につきましては、令和7年4月の給与制度の見直しに含まれますので、こちらは、3月定例会で提出することを考えてございます。

○安保友博議長 菅原議員。

○菅原満議員 そうすると、今回、国のほうで国家公務員等の給与の改正が通れば、こちらでやるということで、地域手当は3月定例会で改めてというか、動きによっては併せてということになるのかもしれませんが、そういうことでいいのか、それともう一点、地域手当はどのような形で合意されているのか、お示しいただければと思います。

○安保友博議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 本日決めさせていただいた内容は、本年の給与改定の内容となつてございます。こちらには地域手当の改正は入ってございません。令和7年4月以降の給与制度の改正の中で地域手当の改正は考えていきたいと考えてございます。

地域手当の改正ですが、現在、職員団体とは給与改定の改正について合意を得ている状況でございます。給与制度の見直しの部分につきましては、見直しの部分の中でも特に地域手当につきましては、他団体の改正状況ですとか、そのあたりを踏まえ、今後決定をしていきたいと考えてございます。

○安保友博議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 職員団体と交渉されているということですが、合意されている部分というのは、何回ぐらい交渉を重ねたのでしょうか。

○安保友博議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 組合との協議につきましては、本年9月13日に職員団体と協議を開始しまして、計4回事務折衝を重ねて合意に至ったところでございます。

○安保友博議長 小嶋議員。

○小嶋智子議員 地域手当については、これからも丁寧に協議を重ねていただけるということによろしいでしょうか。

○安保友博議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 引き続き、職員団体と協議を重ねてまいりたいと考えてございます。

○安保友博議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 夏から秋にかけて人事院もしくは人事委員会の勧告が入り、給与改定が行われることになると思いますが、4月に遡って遡及改定されると私は認識しているのですが、これが通った場合は、4月から影響を受けるのでしょうか。

○安保友博議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 給与改定の給料表につきましては、本年4月に遡るような内容となっております。また、12月の期末手当、勤勉手当につきましては、本年、ちょっと今後の話になりますけれども、12月定例会に出したときには、本年12月1日に遡及するような内容となります。

給料表は本年4月に遡及で、期末勤勉手当につきましては、12月1日に遡及するような内容になります。

○安保友博議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 概算で、影響する金額はどのくらいか、お分かりでしたらお示してください。

○安保友博議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 職員給料額の影響としましては約4,900万円、期末勤勉手当の賞与につきましては4,300万円程度の増額を見込んでいるところでございます。そのほか、給料額と賞与が増額となりますので、跳ね返り部分としまして、共済組合の負担金ですとか退職手当負担金、こちらの増額も影響があると考えてございます。

○安保友博議長 富澤議員。

○富澤啓二議員 物価上昇しますので、名目はそれ以上に上げることはこれはやむを得ない事情だと思いますので、正確を期してやっていただきたいと思います。

○安保友博議長 渡邊議員。

○渡邊竜幸議員 給与額等が増えることによって、交付団体、不交付団体との絡みというのは何か影響が出るのですか。

○安保友博議長 櫻井職員課長。

○櫻井職員課長 普通交付税、特別交付税につきましては、今回の給与改定の影響は特段ないものと考えてございます。

○安保友博議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、以上にて質疑を終結します。

休憩します。（午後 1 時 3 2 分 休憩）

再開します。（午後 1 時 3 3 分 再開）

次に、ごみ広域処理施設整備に伴う土地及び建物の譲与について説明願います。

加山市民環境部長。

○加山市民環境部長 市民環境部長の加山です。

それでは、ごみ広域処理施設整備に伴う土地及び建物の譲与について説明をさせていただきます。

今後の安定的かつ効率的なごみ広域処理体制の構築に向けて、令和 6 年 10 月 28 日に朝霞和光資源循環組合におきまして、朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備・運営事業の入札書の開札が行われ、落札事業者が決定いたしました。それを受けまして、その後の 11 月 1 日にごみ処理施設整備・運営事業に伴う土地の譲与に係る要望書が朝霞和光資源循環組合から構成市であります和光市と朝霞市に提出されました。

本日は、譲与に関する手続の詳細につきまして、環境課長から説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○安保友博議長 福島環境課長。

○福島環境課長 環境課長の福島です。

それでは、資料 1 と 2 を御覧ください。

新たに建設するごみ広域処理施設は、資料 2 の下の図の白い点線で囲われている場所になります。

今回譲与の要望が出された場所は、赤の実線で囲われている建設予定地内で、市が所有している土地 6,172.25㎡と現在稼働している和光市清掃センターの土地 5,563.32㎡になります。

また、建設予定地内の建物、旧ごみ焼却場、リサイクル展示場、リサイクル活用センター、ストックヤードの 4 棟の建物は、工事の際に解体する必要があるため、土地とともに譲与いたします。

この根拠となっているのは、令和 2 年 4 月 30 日に締結しました朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する協定書の中で、第 12 条に財産の取扱いについて、既存のごみ処理施設に関わる両市が所有する土地については、共同処理の実施に当たり組合に移管するものとし、均等割の考え方により、両市が無償で組合に譲渡すると明記しているほか、和光市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第 3 条第 1 項に、普通財産は、次の各号の 1 つに該当するときはこれを譲与し、または地価よりも低い価格で譲渡することができるとあり、その第 1 号で、他の地方公共団体その他公共団体において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するため、普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲与するときと定めていることから、無償での譲渡である譲与の手続を進めてまいります。

この手続は、朝霞市クリーンセンターの土地も同様に行ってまいります。

組合に譲与した土地の利用方法ですが、平成30年8月21日に締結いたしました朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書の中で、ごみ焼却処理施設の建設地に関する記載がありまして、今回のごみ焼却処理施設は和光市内とする。また、次のごみ焼却処理施設の建設地は朝霞市内とすると明記しており、譲与した両市の土地で交互に焼却施設を建設することになります。

ごみ焼却処理施設が建設されていない両市から譲与した土地につきましては、現在まだ構想の段階ではありますが、プラスチックやペットボトルの中間処理施設や瓶や缶などの資源物のストックヤード、置き場として利用することが考えられております。

今後の予定といたしましては、和光市の12月定例会において、建設用地内の市道廃止の議案が提出されます。これは建設予定地内の黄色で記されている部分はその廃止道路になります。

また、令和7年第1回の朝霞和光資源循環組合定例会、1月末か2月上旬予定ですが、こちらにおいて、ごみ広域処理施設整備・運営事業の契約締結議案が提出されまして、議案可決後に、資料の3になりますけれども、こちらのごみ広域処理に伴う財産の取扱いに関する協定書を朝霞、和光と組合とで締結しまして、その後、市有財産譲与契約書の締結と土地使用賃貸借契約書の締結を行いまして、財産譲与の手続を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

○安保友博議長 以上で説明が終了しました。

質疑のある方は挙手を願います。

片山議員。

○片山義久議員 この協定書の第7条にあります土壤汚染についてですけれども、こちらの土壤汚染にかかる費用は、この契約だと和光市が持つことになると思うのですが、これ想定でどのくらいの費用がかかるかというのは、もう算出されているのでしょうか。

○安保友博議長 福島環境課長。

○福島環境課長 先日、入札公告が行われて、その中の業者の見積りの中で、土壤調査も含めての費用で21億円というふうな算出が出ております。

○安保友博議長 片山議員。

○片山義久議員 今ある建物、旧焼却施設ですか、あそこの解体費用については、幾らぐらいになるという見積りでしょうか。

○安保友博議長 福島環境課長。

○福島環境課長 すみません、先ほど私、土壤汚染調査の費用と申し上げたのは、旧焼却施設の土壤調査と解体費用を含めたものが21億円ということです。

○安保友博議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、質疑を終結します。

以上で本日の協議事項は全て終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 1時42分 閉会

博 友 保 安 長 議

子 智 嶋 小 長 副 議